

各位

株式会社カナモト
(9678 東証プライム市場 札証)

代表取締役社長

金本 哲男

<資料に関するお問合せ先>

取締役執行役員経理部長・広報室長

廣瀬 俊

電話:011-209-1631

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年1月26日開催予定の第58回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2)取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。

なお、現行定款第28条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする総主総会については、現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2023 年 1 月 26 日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2023 年 1 月 26 日(予定)

以上